

水質汚濁防止法のてびき

令和4年7月

千葉市環境局環境保全部環境規制課

目 次

1. 水質汚濁防止法の概要	1
2. 事業者の義務	6
届出、排水基準の確認フロー図	10
別表 1 特定施設一覧	11
別表 2 貯油施設等	23
別表 3 排水基準を定めている項目	24
別表 4 指定物質	25
別表 5 排水基準一覧	26
別表 6 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件	39
別表 7 新設・既設の特定施設の区分	39
別表 8 旧上乗せ条例における新設及び既設の事業場の区分	40
3. 届出書の記載要領	41

1. 水質汚濁防止法の概要

(1) 目的 (第1条)

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

(2) 定義 (第2条他)

この法律で使われている主な用語の定義は次のとおりです。

- ア 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等公共の用に供される水路（下水道終末処理場に流入するものを除く。）
- イ 特定施設：有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるもの（別表1参照）
- ウ 特定事業場：特定施設を設置する工場又は事業場
- エ 有害物質：人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（別表3参照）
- オ 指定地域特定施設：指定水域（東京湾）の水質にとって生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設（別表1参照）で、指定地域に設置されるもの
- カ 指定地域：指定水域の水質汚濁に關係がある地域として指定水域ごとに政令で定める地域
- キ 指定地域内事業場：指定地域内にある平均排水量 50m³/日以上の特定事業場
- ク みなし指定地域特定施設：湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域内に設置されるもので、生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるもの（別表1参照）
- ケ 指定施設：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
- コ 指定事業場：指定施設を設置する工場又は事業場
- サ 指定物質：有害物質及び貯油施設等の対象となる油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（別表4参照）
- シ 貯油施設等：重油その他の政令で定める油（別表2参照）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設（特定施設を除く。）で、政令で定めるもの（別表2参照）
- ス 貯油事業場等：特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの
- セ 有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）

- ゾ 有害物質使用特定事業場：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
- タ 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設
- チ 排 出 水：特定事業場から公共用水域に排出される水
- ツ 汚 水 等：特定施設から排出される汚水又は廃液
- テ 特定地下浸透水：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの

(3) 排出水の排出の規制

ア 排出水の濃度規制（第3条、第12条）

特定事業場から公共用水域に排出される水（排出水）には有害物質等43項目にわたり、全国一律の排水基準（一律基準）が定められています。

また、この一律基準では、水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、都道府県条例で一律基準より厳しい基準（上乗せ基準）が定められることになっています。

千葉県では、その規定に基づいて一部項目について上乗せ基準を設定し、排水規制を実施しています。

イ 総量規制（第4条の5、第12条の2）

指定地域内事業場に対してアの濃度規制に加えて排出水の汚濁負荷量の総量について規制基準が定められています。

(4) 特定地下浸透水の浸透の制限（第12条の3）

有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されています。なお、「有害物質を含む」とは、環境省令で環境大臣が定める方法により汚染状態を検定した場合に検出されることと定められています。

(5) 事業者の義務

特定施設を設置し、工場・事業場から排出水（生活排水、雨水を含む。）を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次のような義務が課せられています。

（詳細は次章（P6～9）を見て下さい。）

ア 特定施設等の設置等に当たって届出をすること。

- ① 特定施設等の設置の届出（第5条第1項～第3項）
- ② 特定施設等の使用の届出（第6条第1項又は第2項）
- ③ 特定施設等の構造等の変更の届出（第7条）
- ④ 氏名の変更等の届出（第10条）
- ⑤ 特定施設等の使用廃止の届出（第10条）
- ⑥ 承継の届出（第11条）
- ⑦ 汚濁負荷量測定手法の届出（第14条第3項）

イ 排水基準、総量規制基準の遵守及び有害物質を含む特定地下浸透水を地下へ浸透させないこと。

（第12条、第12条の2、第12条の3）

ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守（第12条の4）

エ 事故時の措置（第14条の2）

① 応急の措置

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等において、特定施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質等を含む水が若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質等を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質等を含む水の排出又は有害物質等を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じなければならない。

② 事故時の措置に係る届出

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、上記の事故があったときは、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届出なければならない。

- オ 排出水の汚染状態、汚濁負荷量及び特定地下浸透水の汚染状態を測定し、記録し保存しなければならない。（第14条第1項、第14条第2項）
- カ 排水口の位置等、排出水の排出方法を適切にすること。（第14条第4項）
- キ 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずること。（第14条の4）
- ク 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を点検し、記録し、保存すること。（第14条第5項）
- ケ 異常な渇水等により、公共用水域の水質汚濁が著しくなった場合には、その改善を図るため市長の命令に従わなければならない。（第18条）

（6）行政権限

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、市長には、次の行政権限が認められています。

- ア 計画変更命令（第8条、第8条の2）
- イ 改善命令・一時停止命令（第13条、第13条の2、第13条の3）
- ウ 事故時の応急措置命令（第14条の2第4項）
- エ 地下水の浄化に係る措置命令（第14条の3）
- オ 緊急時の措置命令（第18条）
- カ 報告及び検査（第22条）

(7) 罰 則

次表のとおりの罰則が規定されています。

適 用	罰 則	
① 計画変更命令等に違反した場合。	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金。	30条
② 一時停止命令又は改善命令等に違反した場合。		
③ 地下水の浄化措置命令に違反した場合。		
④ 排水基準に違反した場合。	6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金。 (過失で排水基準違反をした 場合は3月以下の禁錮又は 30万円以下の罰金。)	31条
⑤ 事故時の応急措置命令に違反した場合。		
⑥ 緊急時の措置命令に違反した場合。		
⑦ 特定施設の設置又は構造等変更の届出をせず、又は虚偽の 届出をした場合。	3月以下の懲役又は 30万円以下の罰金。	32条
⑧ 特定施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。		
⑨ 工事の実施制限期間に違反した場合。		
⑩ 排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果 の記録等をせず、又は虚偽の記録をした場合。		
⑪ 指定地域内事業場にあって、汚濁負荷量の測定及び その結果の記録等をせず、又は虚偽の記録をした場合。	30万円以下の罰金。	33条
⑫ 市長に求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。		
⑬ 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合。		
⑭ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設であつ て、施設の点検などの結果の記録等をせず、又は虚偽の記 録をした場合。		
⑮ 氏名等変更、特定施設使用廃止、承継及び汚濁負荷量の測 定手法の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	10万円以下の過料。	35条

備考：表の①～⑯に該当する場合は、行為者のみでなく事業主である法人又は人に対しても併せて罰金が科せられます。（両罰規定）

(8) 関係法令等

水質汚濁防止法の関係法令等としては、次のようなものがあり、これら法令等に基づく施設設置・
変更等に際して基準等がかかることがありますので、この遵守等に留意してください。

ア 法 律

- ① 湖沼水質保全特別措置法
- ② ダイオキシン類対策特別措置法
- ③ 净化槽法
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 下水道法
- ⑦ 化製場等に関する法律
- ⑧ 消防法

⑨ 土壤汚染対策法

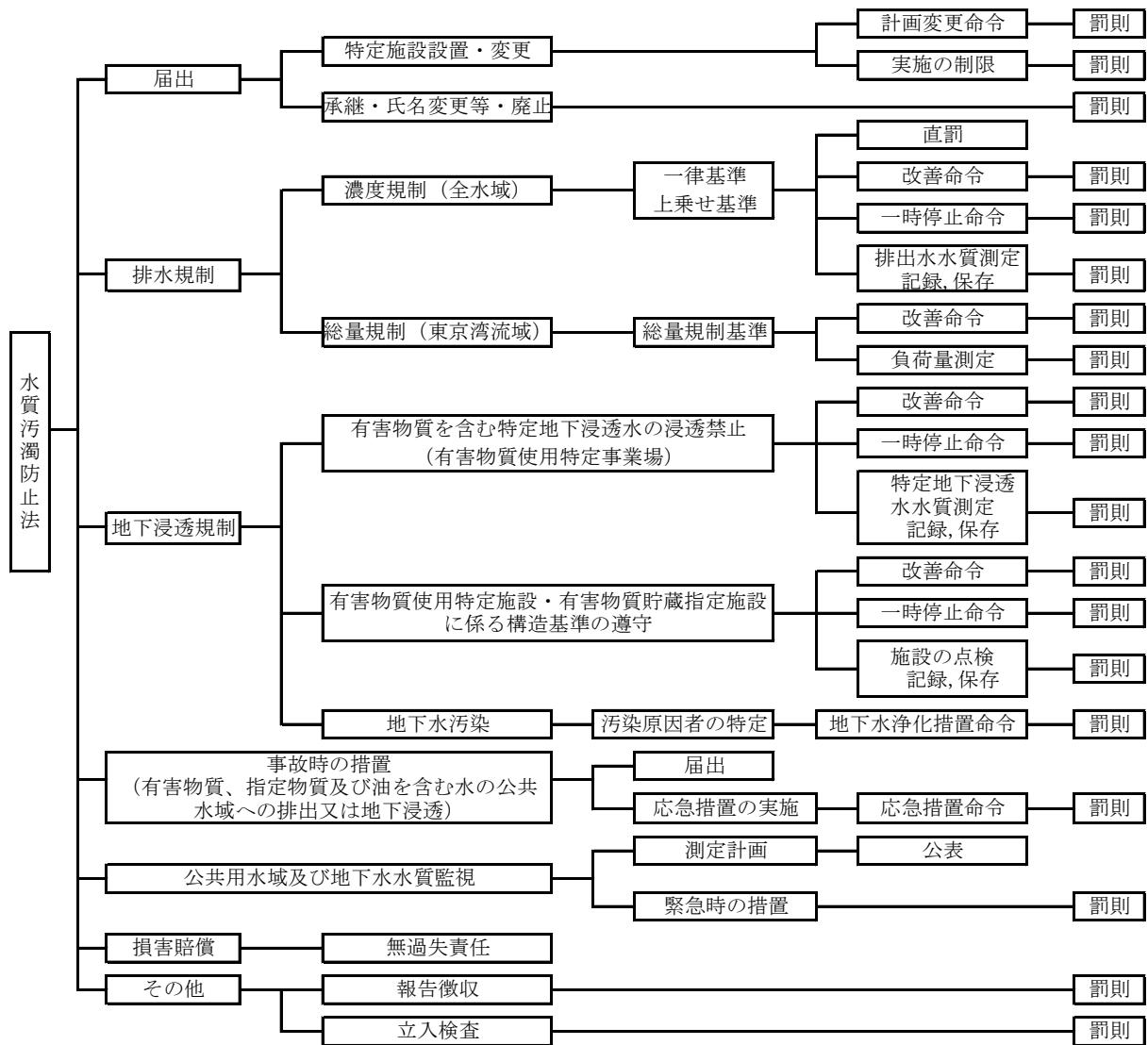
イ 条例

- ① 千葉市環境保全条例
- ② 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(千葉県 上乗せ条例)
- ③ 千葉県排出水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定回数を定める条例(千葉県 上乗せ条例)

ウ 要綱

- ① 千葉市小規模事業場に係る水質汚濁防止に関する指導要綱

(参考) 水質汚濁防止法体系図



2. 事業者の義務

(1) 特定施設設置等の届出

水質汚濁防止法により定められた特定施設（別表1）を設置し、公共用水域に排出水を排出するもの又は地下に特定地下浸透水を浸透させるものは、次のア～キの届出をしなければなりません。届出書の提出部数は2部です。届出の義務を怠った場合、又は虚偽の届出をした場合は罰則が適用されます。

但し、有害物質の使用及び貯蔵がなく、下記①～③に該当する場合は届出の必要はありません。

- ① 当該工場、事業場からの排出水（生活排水、雨水等を含む。）が全くないもの。
 - ② すべての排水（生活排水、雨水等を含む。）が、合流式の終末処理場に接続する下水道に流入するもの。
 - ③ すべての排水（生活排水、雨水等を含む。）が、別の工場・事業場に流入したり、複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入するもの。
- （②③の場合は各々、下水道の管理者、排水を処理する工場・事業場、共同処理場の管理者が届出の義務を負うことになります。）

ア 特定施設等設置届出（第5条第1項～第3項）

特定施設を設置し、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者又は地下に特定地下浸透水を浸透させる者は工事着手予定日の60日前までに特定施設設置の届出をしなければなりません。

また、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、同様に工事着手予定日の60日前までに特定施設等の設置の届出をしなければなりません。

届出が受理されたときは、受理書が交付されます。

イ 特定施設使用届出（第6条第1項又は第2項）

従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加指定された場合、既に当該施設を設置（工事中を含む。）し、排出水を排出している者、又は地下に特定地下浸透水を浸透させている者は指定された日から30日以内に特定施設使用の届出をしなければなりません。

ウ 特定施設の構造等変更届出（第7条）

第5条第1項～第3項又は第6条第1項若しくは第2項の届出をした者が、以下の事項を変更しようとする場合は工事着手予定日の60日前までに、特定施設の構造等の変更の届出をしなければなりません。

- ・ 特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法（下水道に接続した場合を含む。）
- ・ 排出水の汚染状態及び量、排出水に係る用水及び排水の系統、特定地下浸透水の浸透方法、
- ・ 特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

エ 氏名等の変更、特定施設の使用廃止届出（第10条）

第5条第1項～第3項又は第6条第1項若しくは第2項の届出をした者は、氏名、名称、所在地等に変更があった場合又は特定施設の使用を廃止した場合は、それぞれ変更、廃止の日から30日以内に氏名等の変更、使用廃止の届出をしなければなりません。

オ 承継届出（第11条）

第5条第1項～第3項又は第6条第1項若しくは第2項の届出をした者から、当該特定施設を承継した者は、承継の日から30日以内に特定施設の承継の届出をしなければなりません。

カ 汚濁負荷量測定手法届出（第 14 条第 3 項）

指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ汚濁負荷量の測定手法を届出なければなりません。
また、届出に係る測定手法を変更する場合も同様です。

キ 事故時の届出（第 14 条の 2）

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、事故により有害物質等又は指定物質を含む水若しくは油を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届出なければなりません。

特定施設等に関する届出一覧表

該当条項	種類	期限
第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項	設置の届出	工事着手予定日の 60 日前まで
第 6 条第 1 項、第 2 項	使用の届出	特定施設となった日から 30 日以内
第 7 条	構造等変更の届出	工事着手予定日の 60 日前まで
第 10 条	氏名等変更の届出	変更の日から 30 日以内
第 10 条	廃止の届出	廃止の日から 30 日以内
第 11 条	承継の届出	承継の日から 30 日以内
第 14 条第 3 項	測定手法の届出	汚濁負荷量の測定義務が生じる前日まで
第 14 条の 2	事故の届出	すみやかに行うこと

（2）排水基準の遵守等

公共用水域に排出水を排出する者は、排水基準（排出水の濃度規制）を遵守しなければなりません。

また、指定地域内事業場は総量規制基準も遵守しなければなりません。

ア 排水基準

排水基準は、排出水の汚染状態について有害物質（カドミウム等 28 物質）と有害物質以外の項目（水素イオン濃度等 15 項目）（別表 3 参照）について、それぞれ許容濃度が定められています。排水基準には、水質汚濁防止法により全国一律に定められた基準（一律基準）と、一律基準では水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、同法の規定により都道府県条例で定められた一律基準より厳しい基準（上乗せ基準）とがあり、千葉県では上乗せ条例を設定しています。

特定事業場に適用される排水基準は、別表 5 のとおりです。

なお、有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず、すべての特定事業場に適用されます。

また、排水基準は、業種、排水量、設置時期及び排出する水域により異なりますので注意してください。

イ 総量規制基準

指定地域内事業場のみ対象となります。詳しくは、千葉県ホームページ【<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/haisui/koujou/souryou/>】を参照してください。

（3）有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止（第 12 条の 3）

すべての有害物質使用特定事業場の設置者は、特定地下浸透水について有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により汚染状態を検定した結果、有害物質が検出された場合は、その水を地下に浸透させてはいけません。（別表 6 の要件を参照）

(4) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造基準の遵守（第 12 条の 4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く）は、有害物質を含む水の地下浸透の防止のため、構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。また、使用の方法、使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領を作成しなければなりません。

(5) 事故時の措置（第 14 条の 2）

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、事故により有害物質等又は指定物質を含む水若しくは油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透した場合は、ただちに有害物質又は油を含む水の排出、又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

(6) 排出水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定等（第 14 条）

ア 水質検査の実施及び記録の保存（第 14 条第 1 項）

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を地下へ浸透させる者は、環境大臣が定める検定方法で排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を次の様式による記録表により記録し、3 年間保存しておかなければなりません。〔検定方法 排出水：昭和 49 年 9 月 30 日（環告 64）
特定地下浸透水：平成元年 8 月 21 日（環告 39）〕

測定項目及び頻度は、千葉県では上乗せ条例を設定しており、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち様式 1 別紙 4 により届出たものについて日平均排出量が 30m³ 以上のものは、3 月に 1 回以上、日平均排出量が 30m³ 未満のものは年 1 回以上と定められています。その他のものについては必要に応じて行うこととされています。また、特定地下浸透水の測定頻度については 3 月に 1 回以上行うこととされています。

様式第 8（第 9 条関係）

水 質 測 定 記 錄 表

排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の 使 用 状 況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目					備 考
	名 称	排水量(m ³ /日)									

1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

イ 汚濁負荷量の測定及び記録の保存（第 14 条第 2 項）

指定地域内事業場にあっては定期的に特定排出水に係る汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し 3 年間保存しておかなければなりません。詳細は、千葉県ホームページ【<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/haisui/koujou/souryou/>】を参照してください。

ウ 排水方法の適正化（第 14 条第 4 項）

排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質汚濁の状況を考慮して、排水口の位置その他排出水の排出方法を適切にしなければなりません。

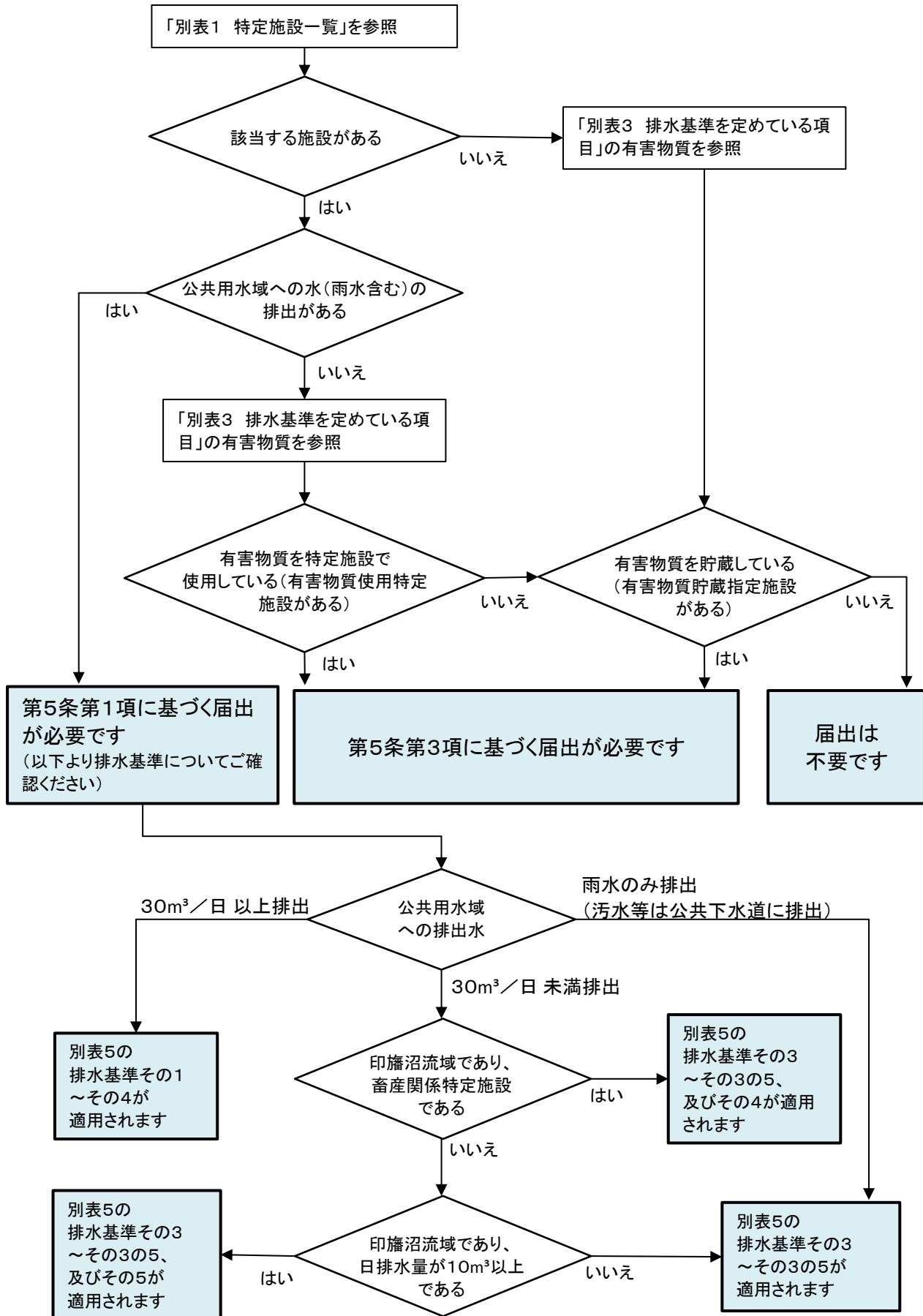
エ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検（第14条第5項）

有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させる者を除く）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設を点検し、その結果を記録し3年間保存しておかなければなりません。

(7) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等（第14条の3）

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため当該特定事業場の設置者（地下浸透があったときの設置者を含む。）に対して、相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置をとることが命ぜられます。

届出、排水基準の確認フロー図



別表1 特定施設一覧

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 選鉱施設 <input type="checkbox"/> ロ 選炭施設 <input type="checkbox"/> ハ 坑水中和沈でん施設 <input type="checkbox"/> ニ 堀削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 豚房施設（豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。） <input type="checkbox"/> ロ 牛房施設（牛房の総面積が200 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） <input type="checkbox"/> ハ 馬房施設（馬房の総面積が500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む） <input type="checkbox"/> ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 水産動物原料処理施設 <input type="checkbox"/> ロ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 脱水施設 <input type="checkbox"/> ニ ろ過施設 <input type="checkbox"/> ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> ロ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 圧搾施設 <input type="checkbox"/> ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> ロ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 湤煮施設 <input type="checkbox"/> ニ 濃縮施設 <input type="checkbox"/> ホ 精製施設 <input type="checkbox"/> ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） <input type="checkbox"/> ハ ろ過施設

番 号	特 定 施 設
	ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麵類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

番 号	特 定 施 設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学纖維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設

番 号	特 定 施 設
	<p>ト 漂白施設</p> <p>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</p> <p>リ セロハン製膜施設</p> <p>ヌ 湿式纖維板成型施設</p> <p>ル 廃ガス洗浄施設</p>
2 3 の 2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</p> <p>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
2 4	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 水洗式破碎施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ホ 湿式集じん施設</p>
2 5	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（平成 29 年 8 月 16 日削除）</p> <p>イ 塩水精製施設</p> <p>ロ 電解施設</p>
2 6	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
2 7	<p>前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 遠心分離機</p> <p>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ヌ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ル 湿式集じん施設</p>
2 8	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設</p>

番 号	特 定 施 設
	<input type="checkbox"/> 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 <input type="checkbox"/> ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 <input type="checkbox"/> アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 <input type="checkbox"/> 塩化ビニルモノマー洗浄施設 <input type="checkbox"/> クロロブレンモノマー洗浄施設
2 9	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> ベンゼン類硫酸洗浄施設 <input type="checkbox"/> 静置分離器 <input type="checkbox"/> タール酸ソーダ硫酸分解施設
3 0	酸酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 蒸留施設 <input type="checkbox"/> 遠心分離機 <input type="checkbox"/> ろ過施設
3 1	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 <input type="checkbox"/> ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 <input type="checkbox"/> フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
3 2	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> ろ過施設 <input type="checkbox"/> 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 <input type="checkbox"/> 遠心分離機 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設
3 3	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 縮合反応施設 <input type="checkbox"/> 水洗施設 <input type="checkbox"/> 遠心分離機 <input type="checkbox"/> 静置分離器 <input type="checkbox"/> 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 <input type="checkbox"/> ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 <input type="checkbox"/> 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 <input type="checkbox"/> ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設
3 4	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> ろ過施設 <input type="checkbox"/> 脱水施設 <input type="checkbox"/> 水洗施設

番 号	特 定 施 設
	ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
3 5	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
3 6	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
3 7	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
3 8	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
3 8の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置

番 号	特 定 施 設
3 9	を有しないものを除く。) 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 0	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
4 1	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
4 3	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
4 4	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
4 5	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ） ホ 廃ガス洗浄施設
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設
5 0	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
5 1	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 撥発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
5 1の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製

番 号	特 定 施 設
	造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
5 1 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
5 2	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
5 4	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
5 5	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
5 6	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
5 7	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
5 9	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
6 1	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設

番 号	特 定 施 設
6 3	<p>ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設</p> <p>金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p>
6 3 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
6 4	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</p>
6 4 の 2	<p>水道施設〔水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。〕、工業用水道施設〔工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。〕又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 10,000m³未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 沈でん施設 ロ ろ過施設</p>
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めつき施設
6 6 の 2	エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
6 6 の 3	<p>旅館業〔旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。〕の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設</p>
6 6 の 4	<p>共同調理場〔学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。〕に設置されるちゅう房施設〔業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500m²未満の事業場に係るものを除く。〕</p>
6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）

番号	特定施設
6 6 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
6 7	洗濯業の用に供する洗浄施設
6 8	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
6 8 の 2	病院〔医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。〕で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
6 9 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
7 0	廃油処理施設〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。〕
7 0 の 2	自動車特定整備事業〔道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。〕の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
7 1	自動式車両洗浄施設
7 1 の 2 (注 1)	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
7 1 の 3	一般廃棄物処理施設〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。〕である焼却施設
7 1 の 4 (注 2)	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公

	<p>共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設〔建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。〕
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用海域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

指定地域特定施設

〔水質汚濁防止法施行令で定める指定地域（東京湾流域）内に設置されるものに限る。〕

*	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽
---	--

みなし指定地域特定施設

〔湖沼水質保全特別措置法の適用される指定地域（印旛沼流域）内に設置されるものに限る。〕

①	<p>病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。）で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
②	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

(注 1) 環境省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場 (71 の 2)

- | | |
|---|------------------|
| 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。) | |
| 2. 大学及びその附属試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。) | |
| 3. 学術研究 (人文科学のみに係るものを除く。) 又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (前 2 号に該当するものを除く。) | |
| 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 | |
| 5. 保 健 所 | 10. 検査業に属する事業場 |
| 6. 検 疫 所 | 11. 商品検査業に属する事業場 |
| 7. 動物検疫所 | 12. 臨床検査業に属する事業場 |
| 8. 植物防疫所 | 13. 犯罪鑑識施設 |
| 9. 家畜保健衛生所 | |

(注 2) 産業廃棄物処理施設 (71 の 4)

- | | |
|---|-------------|
| 1. 汚泥の脱水施設であって、1 日当たりの処理能力が $10m^3$ を超えるもの | (第 1 号) |
| 2. 汚泥 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。) の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの。(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) | |
| イ. 一日当たりの処理能力が $5m^3$ を超えるもの | |
| ロ. 一時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの | |
| ハ. 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの | (第 3 号) |
| 3. 廉油の油水分離施設であって、1 日当たりの処理能力が $10m^3$ を超えるもの (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廉油処理施設を除く。) | (第 4 号) |
| 4. 廉油 (廃 PCB 等を除く。) の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廉油処理施設を除き、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) | |
| イ. 一日当たりの処理能力が $1m^3$ を超えるもの | |
| ロ. 一時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの | |
| ハ. 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの | (第 5 号) |
| 5. 廉酸又は廃アルカリの中和施設であって、1 日当たりの処理能力が $50m^3$ を超えるもの | (第 6 号) |
| 6. 廉プラスチック類 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。) の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) | |
| イ. 一日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの | |
| ロ. 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの | (第 8 号) |
| 7. 汚泥、廉酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 | (第 11 号) |
| 8. 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設
(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) | (第 12 号) |
| 9. 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 | (第 12 号の 2) |
| 10. PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 | (第 13 号) |

別表2 貯油施設等

(1) 政令で定める油

- | | |
|--------|---------|
| 1. 原油 | 5. 灯油 |
| 2. 重油 | 6. 撥発油 |
| 3. 潤滑油 | 7. 動植物油 |
| 4. 軽油 | |

(2) 貯油施設等

- | |
|-------------------------|
| 1. (1)の油を貯蔵する貯油施設 |
| 2. (1)の油を含む水を処理する油水分離施設 |
| ただし、別表1に掲げる施設を除く |

別表3 排水基準等を定めている項目

項目		説明	
有害物質 (28項目)	1. カドミウム及びその化合物 (Cd)	水質汚濁防止法では、人の健康に影響の大きい物質を有害物質と総称し、その他の物質より厳しい規制がなされている。	
	2. シアン化合物 (CN)		
	3. 有機燐化合物 (O-P)		
	4. 鉛及びその化合物 (Pb)		
	5. 六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)		
	6. 硒素及びその化合物 (As)		
	7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg)		
	8. ポリ塩化ビフェニル (PCB)		
	9. トリクロロエチレン (TCE)		
	10. テトラクロロエチレン (PCE)		
	11. ジクロロメタン		
	12. 四塩化炭素		
	13. 1,2-ジクロロエタン		
	14. 1,1-ジクロロエチレン		
	15. 1,2-ジクロロエチレン	※1	
	16. 1,1,1-トリクロロエタン		
	17. 1,1,2-トリクロロエタン		
	18. 1,3-ジクロロプロペン		
	19. チウラム		
	20. シマジン		
	21. チオベンカルブ		
	22. ベンゼン		
	23. セレン及びその化合物 (Se)		
	24. ほう素及びその化合物 (B)		
	25. ふつ素及びその化合物 (F)		
	26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	27. 塩化ビニルモノマー	※2	
	28. 1,4-ジオキサン	※2 排水規制は係らず、地下浸透規制のみ対象	
有害物質以外 (15項目)	1. 水素イオン濃度 (pH)	pHは水の液性を示すもので、pH7が中性で数値が小さくなるほど酸性が強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。	
	2. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	水の有機汚濁の程度を示すもので、水中の好気性微生物が有機物質を酸化分解するときに消費する酸素の量をいう。	
	3. 化学的酸素要求量 (COD)	水中にある物質の中で化学的に直接酸化できるもの(主として有機物質)の量を示しており、有機汚濁の指標とされている。	
	4. 浮遊物質量 (SS)	水中に懸濁している不溶解性物質の量を示す。	
	5. ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	ノルマルヘキサンにより抽出される物質の含有量を示す。抽出される物質は主として油分であり、鉱物油と動植物油がある。
	6. 抽出物質含有量(油分)	動植物油脂類含有量	
	7. 大腸菌群数	大腸菌群は一般に人畜の腸管内に常棲する細菌(ふん便1g中に10億~100億が存在)でそれらが水中に存在するか否かによって、その水がふん便で汚染されているかどうかを判断する指標となっている。	
	8. フェノール類含有量	水道用水基準、水産用水基準等を考慮して規制項目とされたものである。	
	9. 銅含有量 (Cu)		
	10. 亜鉛含有量 (Zn)		
	11. 溶解性鉄含有量 (Sol-Fe)		
	12. 溶解性マンガン含有量 (Sol-Mn)		
	13. クロム含有量 (T-Cr)		
	14. 窒素含有量 (T-N)	閉鎖性水域の富栄養化の原因物質とされている。	
	15. りん含有量 (T-P)		

別表4 指定物質

指定 物質 (5 6 項 目)	項 目	説 明
	<p>1. ホルムアルデヒド 2. ヒドラジン 3. ヒドロキシルアミン 4. 過酸化水素 5. 塩化水素 6. 水酸化ナトリウム 7. アクリロニトリル 8. 水酸化カリウム 9. アクリルアミド 10. アクリル酸 11. 次亜塩素酸ナトリウム 12. 二硫化炭素 13. 酢酸エチル 14. メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル (MTBE) 15. 硫酸 16. ホスゲン 17. 1,2-ジクロロプロパン 18. クロルスルホン酸 19. 塩化チオニル 20. クロロホルム 21. 硫酸ジメチル 22. クロルピクリン 23. ジクロルボス (DDVP) 24. オキシデプロホス (ESP) 25. トルエン 26. エピクロロヒドリン 27. スチレン 28. キシレン 29. パラ-ジクロロベンゼン 30. フエノブカルブ (BPMC) 31. プロピザミド 32. クロロタロニル (TPN) 33. フエニトロチオン (MEP) 34. イプロベンホス (IBP) 35. イソプロチオラン 36. ダイアジノン 37. イソキサチオン 38. クロルニトロフエン (CNP) 39. クロルピリホス 40. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) 41. アラニカルブ 42. クロルデン 43. 臭素 44. アルミニウム及びその化合物 45. ニツケル及びその化合物 46. モリブデン及びその化合物 47. アンチモン及びその化合物 48. 塩素酸及びその塩 49. 臭素酸及びその塩 50. クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。) 51. マンガン及びその化合物 52. 鉄及びその化合物 53. 銅及びその化合物 54. 亜鉛及びその化合物 55. フエノール類及びその塩類 56. ヘキサメチレンテトラミン</p>	公共用水域に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある物質。

別表5 排水基準一覧

排水基準（その1） (BOD, COD, SS, ノルマルヘキサン抽出物質)

(1) 第1種水域（東京湾若しくは印旛沼に流入する河川等又は東京湾に排水する場合）

[単位: mg/L]

業種等	項目等	新設・既設の区分	BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサン抽 出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	適用規模 1日当たり の平均排水 量	
					鉱油	動植物油			
食料品製造業, 皮革製造業, 死亡獣畜取扱業, と畜業及び洗びん施 設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	25	70	3	30	2~10, 13~18の2, 52, 63の2, 69	30m ³ 以上	
		既設		80	70	3	30		
	排水量 500m ³ /日 以上	新設	10	20	2	3			
		既設	25	50	3	10			
旅館業, 共同調理場, 弁当仕出屋, 弁当製造業及び飲食店		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	66の3~66の8	30m ³ 以上 () 内は 500m ³ 以上	
		既設	60	70 (50)	3	15 (10)			
し尿処理施設 (501人~2,000人まで) (201人~500人まで) *		新設	10	20	3 (2)	5 (3)	72, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上 () 内は 500m ³ 以上	
		旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)			
		既設	60	110	3	15 (10)			
し尿処理施設 (2,001人以上)		新設	10	20	3 (2)	5 (3)	11		
		旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)			
		既設	30	80	3	15 (10)			
浄水施設		新設	10	20	2	3	64の2		
		既設	20	50	3	10			
下水道終末処理施設		新設	20	70	3 (2)	30	73		
		既設	20	70	3	30			
動物系飼料等製造業		新設	10	40 (20)	3 (2)	3	11		
		既設	80	70 (50)	3	30			
天然ガス鉱業及び天然ガス汲み上 げに付随する塩水を原料とする無 機化学工業製品製造業（よう素を 製造するものに限る。）		新設	70	90	3 (2)	5 (3)	1,27		
		既設	70	90	3	15 (10)			
水産物に係る卸売市場		新設	10	20	2	3	69の2		
		既設	30	50	3	10			
畜舎	排水量 15m ³ /日未満	300	150	-	-	1の2, 74 (畜産関係 排出水処理施設)	() 内は 50m ³ 以上		
	排水量 15m ³ /日以上	120	150	(5)	(30)				

業種等	項目等	新設・既設の区分	BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行令別表第1の号	適用規模 1日当たりの平均排水量
					鉱油	動植物油		
病院施設 (300床以上) (120床~299床まで) *	新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	68の2, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上()内は 500m ³ 以上	
		60	70 (50)	3	15 (10)			
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理 施設	新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	71の3, 71の4	30m ³ 以上	
		25	70 (50)	3	15 (10)			
その他の業種又は施 設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	20	40	3	5	1,12,18の3~51の 3,53~63,63の3, 64,65,66,66の2, 67,68,70~71の2, 71の5,71の6,74	30m ³ 以上
		旧条例の 新設扱い	25	70	3	15		
	排水量 500m ³ /日 以上	既設	25	70	3	15		
		新設	10	20	2	3		
し尿処理施設 (201人~500人まで) **	既設	25	50	3	10	指定地域特定施設	30m ³ 以上()内は 500m ³ 以上	
		60	110	3	20			

(2) 第2種水域 (太平洋に流入する河川等に排水する場合)

[単位 : mg/L]

業種等	項目等	新設・ 既設の 区分	BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	適用規模 1日当たりの平均排水量
					鉱油	動植物油		
食料品製造業、 皮革製造業、 死亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗びん施 設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	25	70	3	30	2~10, 13~18の2, 52, 63の2, 69	30m ³ 以上
		旧条例の 新設扱い						
	排水量 500m ³ /日 以上	既設	130	70	3	30		
		新設	10	20	2	3		
旅館業、共同調理場、 弁当仕出屋、 弁当製造業及び飲食店	新設	25	50	3	10	66の3~66の8	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上	
		60	70 (50)	3	15 (10)			
し尿処理施設 (501人~2,000人まで) (201人~500人まで) *	新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	72, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上 ()内は 500m ³ 以上	
	旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)			
	既設	90	150	3	15 (10)			
し尿処理施設 (2,001人以上)	新設	10	20	3 (2)	5 (3)	64の2	30m ³ 以上	
	旧条例の 新設扱い	30	70	3	15 (10)			
	既設	60	110	3	15 (10)			
浄水施設	新設	10	20	2	3	64の2	30m ³ 以上	
	既設	20	50	3	10			

項目等		新設・既設の区分	BOD 又は COD	SS	ハマルハサン抽 出物質		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号	適用規模 1日当たり の平均排水 量	
業種等					鉱油	動植物油			
下水道終末処理施設		新設	20	70	3 (2)	30	73	30m ³ 以上 () 内は 500m ³ 以上	
		既設	20	70	3	30			
動物系飼料等製造業		新設	10	40 (20)	3 (2)	3	11		
		既設	80	70 (50)	3	30			
天然ガス鉱業及び天然ガス汲み上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業(よう素を製造するものに限る。)		新設	70	90	3 (2)	5 (3)	1,27		
		既設	70	90	3	15 (10)			
水産物に係る卸売市場		新設	10	20	2	3	69の2		
		既設	30	50	3	10			
畜舎	排水量 15m ³ /日未満	300	150	-	-	-	1の2, 74(畜産関係 排出水処理施設)	() 内は 50m ³ 以上	
	排水量 15m ³ /日以上	120	150	(5)	(30)	-			
病院施設 (300床以上) (120床~299床まで) *		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	68の2, 湖沼法のみなし指定 地域特定施設	30m ³ 以上 () 内は 500m ³ 以上	
		既設	60	70 (50)	3	15 (10)			
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理 施設		新設	20 (10)	40 (20)	3 (2)	5 (3)	71の3, 71の4		
		既設	25	70 (50)	3	15 (10)			
その他の業種 又は施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	20	40	3	5	1,12, 18の3~51の3, 53~63,63の3, 64,65,66,66の2, 67,68,70~71の2, 71の5,71の6,74	30m ³ 以上	
		旧条例の 新設扱い	25	70	3	15			
	排水量 500m ³ /日 以上	既設	25	70	3	15			
		新設	10	20	2	3			
し尿処理施設 (201人~500人まで) **		既設	25	50	3	10	指定地域特定施設	30m ³ 以上 () 内は 500m ³ 以上	
		新設	20	50	3 (2)	20			
既設	90	150	3	20	-	-	-		

(3) 第3種水域 第3種水域は千葉市内になし

- (注) 1. 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表7のとおりである。
2. *印の施設は印旛沼流域のものに、また**印の施設は指定地域内のものに限る。
 3. BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用される。
 4. 一つの特定事業場が複数の業種等に該当する場合は、最も厳しい基準が適用される。

排水基準（その2）（pH, フェノール類, Cu, Zn, Sol-Fe, Sol-Mn, T-Cr, 大腸菌群数）
(1) 一律基準

業種等 項目等	新設 既設 の区分	[単位: mg/L (ただし, pHは無単位, 大腸菌群数は個/cm ³)]								特定施設の番号 水質汚濁防止法施行令別表第1の号
		pH 海域	pH 以外	フルエ ル類ノ リ	Cu	Zn	Sol- Fe	Sol- Mn	T-Cr	
浄水施設 水産物に係る卸売市場 下水道終末処理場	新設	5.0 5.8 9.0	5.8 8.6	0.5	1	1	1	1	0.5	64の2, 69の2, 73 3,000
畜舎 (50m ³ 以上) pHの基準は排水が通常排出されていれば適用される	既設			0.5	1	2 (3)	5	5	1	
その他 の業種 又は 施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	5.8 8.6	5	3	2	10	10	2	日間 平均 3,000
	既設	既設		0.5	1	1	5	5	0.5	1の2 3,000
	排水量 500m ³ /日 以上	新設	8.6	0.5	3	2 (5)	10	10	2	
	既設	既設		0.5	1	1	1	1	0.5	
				0.5	1	2	5	5	1	

(注) 1. 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表7のとおりである。

2. 一つの特定事業場が複数の業種等に該当する場合は最も厳しい基準が適用される。

3. 1日当たりの平均排水量が30m³以上の事業場に適用する。(畜舎を除く)

4. 亜鉛含有量の()内は、1日当たりの平均排水量が50m³未満の特定事業場に適用される。

(2) 暫定基準 (Zn)

[単位: mg/L]

業種	適用規模	Zn
電気めっき業	排水量 500m ³ /日 未満	4
	排水量 500m ³ /日 以上	3

(注) 1. 令和6年12月10日まで適用される。

2. 1日当たりの平均排水量が30m³以上の事業場に適用する。

3. 上表に掲げる業種に属する特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

4. 上表に掲げる業種に属する特定事業場が同時に上表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、暫定基準を適用する。

排水基準（その3）

(重金属、ジアン化合物等)

[単位: mg/L]

項目等 業種等	新設 既設 の区分	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6+	As	Se	T-Hg	R-Hg	ポリ塩 化ビ フェニル 類	特定施設の番号 水質汚濁防止法施行令別表第1の号
浄水施設、病院施設(300床以上)、水産物に係る卸売市場、ごみ焼却施設、産業廃棄物処理施設、トリクロエチレン、テトラクロロエチレン洗浄施設又は蒸留施設、病院施設*（120床～299床まで）	新設既設	0.01	不検出	不検出	0.1	0.05	0.05	0.1	0.0005	不検出	不検出	64の2, 68の2, 69の2, 71の3 71の4, 71の5, 71の6, みなし指定地域特定施設
その他の業種又は施設	排水量 500m ³ /日 未満	新設	0.01	不検出	不検出	0.1	0.05	0.05	0.1	0.0005	不検出	上記施設以外のもの（指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む）
	既設	0.03	1	1	0.1	0.5	0.1	0.1	0.005	不検出	0.003	
	排水量 500m ³ /日 以上	新設既設	0.01	不検出	不検出	0.1	0.05	0.05	0.1	0.0005	不検出 (0.003)	

(注) 1. 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表7のとおりである。

2. *の施設は、湖沼水質保全特別措置法に定める指定地域内(印旛沼流域)のものに限る。

3. ポリ塩化ビフェニル類の（ ）内は、1日当たりの平均排水量が5,000m³未満の既設の特定事業場に適用される。

4. 一つの特定事業場が複数の業種等に該当する場合は最も厳しい基準が適用される。

5. 有害物質の排水基準は排水量に關係なく全特定事業場に適用される。

排水基準（その3の2）

(揮発性有機化合物、農薬)

[単位: mg/L]

項目等 業種等	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
全業種	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04

項目等 業種等	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン
全業種	1	0.4	3	0.06	0.02

項目等 業種等	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	1,4-ジオキサン
全業種	0.06	0.03	0.2	0.1	0.5

(注) 1. 「新設」「既設」の区分及び排水量に関係なく適用される。

排水基準（その3の3） (ほう素及びその化合物)
 (1) 一律基準

[単位: mg/L]

項目等 業種等	B	排出先
全業種	10	海域以外
	230	海域

(注) 「新設」「既設」の区分及び排水量に関係なく適用される。

(2) 暫定基準

[単位: mg/L]

業種等	暫定基準値	排出先
ほうろう鉄器製造業	40	
電気めっき業	30	
下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。注4において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	40	海域以外
金属鉱業	100	
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300	
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500	全域

(注) 1. 令和7年6月30日まで（ただし、旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）適用される。

2. 上表に掲げる業種等に属する工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種等に属するものとみなす。
3. 上表に掲げる業種等に属する特定事業場が同時に他の業種等にも属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。
4. 下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値

(単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

Q_i：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量 (単位 一日につき立方メートル)

Q：当該下水道から排出される排出水の通常の量 (単位 一日につき立方メートル))

排水基準（その3の4） (ふつ素及びその化合物)

(1) 一律基準

[単位：mg/L]

項目等 業種等	適用規模 1日当たりの 平均排水量	F		
		海域以外		海域
		印旛沼流域	印旛沼流域 以外	
畜産関係特定施設	0m ³ 以上	8	8	15
上記以外全業種	30m ³ 未満	8	8	15
	30m ³ 以上	8	8	10

(2) 暫定基準

[単位：mg/L]

業種等	適用規模 1日当たりの 平均排水量	暫定基準値		
		海域以外		海域
		印旛沼 流域	印旛沼 流域以外	
ほうろう鉄器製造業	30m ³ 未満	12	12	15
	30m ³ 以上	10	10	10
電気めっき業	10m ³ 未満	40	40	40
	10m ³ 以上30m ³ 未満	15	40	40
	30m ³ 以上	10	10	10
	昭和49年11月30日 までに湧出	自然湧出	50	50
		それ以外	30	30
旅館業（温泉 を利用するも の）	昭和49年12月1日 以降昭和51年6月 30日までに湧出	自然湧出	50	50
		それ以外	30	30
		50m ³ 未満	50	50
		それ以外	30	30
	昭和51年7月1日以 降に湧出	50m ³ 以上	15	15
		自然湧出	50	50
		それ以外	30	30
		10m ³ 未満	15	50
		自然湧出	15	50
		それ以外	15	30
		30m ³ 以上	10	10

- (注) 1. 令和7年6月30日まで（ただし、旅館業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）適用される。
 2. 上表に掲げる業種等に属する工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種等に属するものとみなす。
 3. 上表に掲げる業種等に属する特定事業場が同時に他の業種等にも属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

排水基準（その3の5） (アンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物)
(1) 一律基準

[単位：mg/L]

項目等 業種等	アンモニア・アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	排出先
全業種	100	全域

- (注) 1. 「新設」「既設」の区分及び排水量に關係なく適用される。
 2. アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

(2) 暫定基準

[単位：mg/L]

業種等	暫定基準値	排出先
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300	
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400	
ジルコニウム化合物製造業	350	
モリブデン化合物製造業	1300	
バナジウム化合物製造業	1650	
貴金属製造・再生業	2800	

- (注) 1. 令和7年6月30日まで適用される。
 2. 排水量に關係なく適用される。
 3. 上表に掲げる業種等に属する工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種等に属するものとみなす。
 4. 上表に掲げる業種等に属する特定事業場が同時に他の業種等にも属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。
 5. アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

排水基準（その4）

(窒素・りん)

(1) 一律基準

1. 印旛沼流域

[単位: mg/L]

業種等	区分・項目等	既存		新規		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行令別表第1の号
		窒素 含有量 (T-N)	りん 含有量 (T-P)	窒素 含有量 (T-N)	りん 含有量 (T-P)	
畜産関係特定施設	排水量15m ³ /日未満	120	16	40	5	1の2, 74 (畜産関係排出水処理施設)
	排水量15m ³ /日以上	40	6	30	4	
食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量500m ³ /日未満	30	6	20	1	2~10, 13~18の2, 52, 63の2, 69
	排水量500m ³ /日以上	20	4	10	0.5	
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	排水量500m ³ /日未満	30	4	20	2	66の3~8
	排水量500m ³ /日以上	20	3	10	1	
病院施設		30	4	10	1	68の2
みなし病院施設		30	6	15	2	みなし指定地域特定施設
みなし浄化槽		70	7	30 ⁽¹⁾	4 ⁽¹⁾	
				20 ⁽²⁾	2 ⁽²⁾	
し尿処理施設		50	6	20	2	72
下水道終末処理施設		30	4	20	2	73
その他の業種または施設	排水量500m ³ /日未満	30	4	15	1	1, 11, 12, 18の3~51 の3, 53~63, 63の3~ 66の2, 67, 68, 69の2 ~71の6, 74
	排水量500m ³ /日以上	20	3	10	0.5	

(注) 1. 印旛沼に流入する公共用水域に排出する事業場に適用される。

2. 「既存」の区分は、平成5年11月30日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用されるものであり、また、「新規」の区分は、平成5年12月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
3. 畜産関係特定施設については、排水量に関係なく適用される。その他の業種については、1日当たりの平均排水量が、30m³以上の事業場について適用される。
4. (1)については、平成5年12月1日以降平成11年3月31日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に限る。
 - (2)については、平成11年4月1日以降特定事業場となったものについて適用する。
5. 特定施設（別表1を参照）のうち以下に掲げる事業場については、「新規」の区分は平成11年4月1日とする。
 - ① 71の3及び71の4(イ)に掲げる特定施設であつて廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）により新たに特定施設になったもの又は71の4(ロ)に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場
 - ② 74（畜産関係排出水処理施設のみを設置する特定事業場）
6. 一つの特定事業場が複数の業種等に該当する場合は最も厳しい基準が適用される。

2. 東京湾流域

[単位:mg/L]

業種等	区分・項目等	既存	新規		特定施設の番号 水質汚濁防止法施行 令別表第1の号		
		窒素 含有量 (T-N)	りん 含有量 (T-P)	窒素 含有量 (T-N)			
畜産関係特定施設		120	16	120	16	1の2, 74 (畜産関係 排出水処理施設)	
食料品製造業	排水量500m ³ /日未満	40	6	25	3	2~10, 13~18の2	
	排水量500m ³ /日以上	20	4	20	2		
化学工業	排水量500m ³ /日未満	30	4	16	2	24~50	
	排水量500m ³ /日以上	20	2	16	1		
鉄鋼業	排水量500m ³ /日未満	30	4	16	1.5	61	
	排水量500m ³ /日以上	20	2	16	1		
金属製品製造業、酸 又はアルカリによる 表面処理施設及び電 気めつき施設	排水量500m ³ /日未満	40	4	25	1.5	63, 65, 66	
	排水量500m ³ /日以上	30	2	20	1		
その他の製造業及び 全製造業に係る特定 事業場から排出され る水の処理施設	排水量500m ³ /日未満	40	4	20	2	11, 12, 18の3, 19~ 23の2, 51~58, 62, 64, 66の2, 71の5~6, 74*	
	排水量500m ³ /日以上	20	2	16	1		
指定浄化槽 みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの	120	16	20	2	指定地域特定施設、 みなし指定地域特定施 設	
	し尿等のみを処理するもの以外のもの	70	7				
し尿処理施設	し尿 浄化槽	し尿等のみを処理するもの	120	16	20	2	72
		し尿等のみを処理するもの以外のもの	50	6			
		し尿浄化槽以外のもの	20	2	20	2	
下水道終末処理施設		30	4	20	1	73	
その他の業種又は施設		50	6	30	4	1, 59, 60, 63の2, 63の3, 64の2, 66の3 ~71の4, 74	

- (注) 1. 東京湾及びこれに流入する公共用水域に排出する、排水量が30m³/日以上の特定事業場に適用される。
 2. 「既存」の区分は、平成11年4月1日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用されるものであり、また、「新規」の区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
 3. 「全製造業」とは、食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、及びその他の製造業をいう。
 4. 「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿と併せて雑排水(住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。)を処理するものをいう。
 5. *印の全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設74は、2~10、13~18の2、24~50、61、63、11、12、18の3、19~23の2、51~58、62、64、71の5、71の6の業種又は特定施設に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。
 6. 天然ガスに係る令別表第1第1号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスくみ上げに伴って排出する塩水、又は令別表第1第27号に掲げる業種に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスくみ上げに付随する塩水を原料として用いた後排出する塩水を、専用排水口で排出する場合は、当該排水口の排出水についてはこの表の基準は適用されない。

(2) 暫定基準

[単位:mg/L]

業種又は施設	窒素	りん	適用規模	排出先
天然ガス鉱業	160 (150)	—	排水量50m ³ /日 以上	東京湾及びこれに 流入する公共用水域

- (注) 1. 令和5年9月30日まで適用される。

2. () 内の数値は日間平均値。

排水基準（その5）（印旛沼流域の小規模事業場に適用される排水基準）

[単位:mg/L (ただし pH は無単位, 大腸菌群数は個/cm³)]

項目	業種又は施設	許容限度		特定施設の番号
		既存	新規	
pH	全業種（畜産関係排出水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	5.0～9.0	5.0～9.0
		海域以外に排出されるもの	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD 又は COD	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱い業、と畜業及び洗びん施設	100	40	2～10, 13～18の2, 52, 63の2, 69
	動物系飼料等製造業	100	15	11
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設及びみなし病院施設	80	30	66の3～8, 68の2, みなし指定地域特定施設
	し尿処理施設及びみなし浄化槽	60	10	72, みなし指定地域特定施設
	浄水施設	30	15	64の2
	水産物卸売市場	40	15	69の2
SS	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）	40	30	1, 12, 18の3～51の3, 53～63, 63の3, 64, 65, 66, 66の2, 67, 68, 70～71の6, 73, 74
	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱い業、と畜業及び洗びん施設	90	90	2～10, 13～18の2, 52, 63の2, 69
	病院施設及びみなし病院施設	100	60	68の2, みなし指定地域特定施設
	し尿処理施設及びみなし浄化槽	110	20	72, みなし指定地域特定施設
	浄水施設並びに水産物卸売市場	70	30	64の2, 69の2
ノルマルヘキサン抽出物質	全業種	鉱油類	5	5
		動植物油脂類	30	30
フェノール類	全業種	5	5	
Zn	全業種	5	5	
Cu	全業種	3	3	
Sol-Fe	全業種	10	10	
Sol-Mn	全業種	10	10	
T-Cr	全業種	2	2	

項目	業種又は施設	許容限度		特定施設の番号
		既存	新規	
大腸菌群数	全業種	3000	3000	
T-N	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	50	30	2~10, 13~18 の 2, 52, 63 の 2, 69
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、 弁当製造業及び飲食店	60	30	66 の 3~8
	病院施設	50	15	68 の 2
	みなし病院施設	50	25	みなし指定地域特定施設
	みなし浄化槽	70	30	みなし指定地域特定施設
		120		
	し尿処理施設	50	20	72
		120		
T-P	その他の業種又は施設 (畜産関係排出水処理施設を除く。)	50	25	1, 11, 12, 18 の 3~51 の 3, 53~63, 63 の 3~66 の 2, 67, 68, 69 の 2~71 の 6, 73, 74
	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	9	2	2~10, 13~18 の 2, 52, 63 の 2, 69
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、 弁当製造業及び飲食店	10	5	66 の 3~8
	病院施設	6	2	68 の 2
	みなし病院施設	9	3	みなし指定地域特定施設
	みなし浄化槽	7	4	みなし指定地域特定施設
		16		
	し尿処理施設	6	2	72
		16		
	その他の業種又は施設 (畜産関係排出水処理施設を除く。)	6	2	1, 11, 12, 18 の 3~51 の 3, 53~63, 63 の 3~66 の 2, 67, 68, 69 の 2~71 の 6, 73, 74

- (注) 1. 印旛沼に流入する公共用水域に排出される排出水に適用される。
2. 別表 1 に掲げる施設 (1 の 2 を除く) のうち、1 日当たりの排水量が 10m³以上 30m³未満の事業場に適用される。
3. 「既存」とは、平成 11 年 4 月 1 日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場をいい、「新規」とは、平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場にとなったものをいう。
4. 「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿とあわせて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第 5 条第 1 号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房及び健康増進法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く）を処理するものをいう。
5. 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。

別表6 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件（有害物質）

[単位 : mg/L]

項目	Cd	CN	O-P	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	ポリ塩化ビフェニル
全業種	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン
0.002	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002
チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	Se	アンモニア・アンモニア化合物	亜硝酸化合物	硝酸化合物	F	B
0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.7	0.2	0.2	0.2	0.2
塩化ビニルモノマー	1,4-ジオキサン								
0.0002	0.005								

- (注) 1. 「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、この表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合をいう。
 2. 「新設」「既設」の区分に関係なく同一の要件が適用される。
 3. 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は全有害物質使用特定事業場に適用される。
 4. アンモニア・アンモニア化合物にあっては 1L 当たりのアンモニア窒素の量、亜硝酸化合物にあっては 1L 当たりの亜硝酸性窒素の量、硝酸化合物にあっては 1L 当たりの硝酸性窒素の量。

別表7 新設・既設の特定事業場の区分

区分	該当要件
新設	1. 上乗せ条例の施行日以降に、特定施設を設置し、又は設置の工事に着手していた工場・事業場（注1） 2. 既設の特定事業場のうち、特定施設の追加設置あるいは構造等の変更により、日平均排水量が一定割合以上増加した工場・事業場（注2） 500m ³ /日以上の特定事業場の場合 → 5%以上の増加 50～500m ³ /日の特定事業場の場合 → 10%以上の増加
既設	上乗せ条例の施行日以前に、特定施設を設置し、又は設置の工事に着手していた工場・事業場（注1）
旧条例新設	既設の特定事業場のうち、旧条例（昭和46年県条例第68号）で新設区分に該当していた工場・事業場（注3） (一部業種等では「既設」と区分し、基準が適用される。)

- (注) 1. 上乗せ条例の施行日は、昭和51年7月1日ですが、その後に追加指定された次の特定施設（別表第1の番号で表示）については施行日が異なります。

- 64の2, 69の2 昭和52年1月1日
- 68の2, 71の3 (*印の施設を除く) 昭和55年4月1日
- 18の2, 18の3, 21の2～4, 23の2, 51の2, 51の3 昭和58年1月1日
- 63の2, 70の2, 71の4 (*印の施設を除く) 平成元年10月1日
- 66の4～8, みなし指定地域特定施設 平成3年10月1日
- 指定地域特定施設 平成5年12月1日
- 71の5 (ジクロロメタンによる洗浄施設を除く), 71の6 (ジクロロメタンの蒸留施設を除く) 平成5年12月1日

- 71 の 3 (*印の施設に限る), 71 の 4 イ (*印の施設に限る), 71 の 4 ロ 平成 11 年 4 月 1 日
 - 71 の 5 (ジクロメタンによる洗浄施設に限る), 71 の 6 (ジクロメタンの蒸留施設に限る) 平成 12 年 3 月 1 日
 - 63 の 3 平成 13 年 7 月 1 日
 - 38 の 2, 66 の 2 平成 25 年 4 月 1 日
 - 70 の 2 (道路運送車両法改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) により特定施設となったものに限る) 令和 3 年 4 月 1 日
- * 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 9 年政令 269 号)」により、施行令第 5 条第 1 項及び第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号の施設のうち、新たに特定施設となったもの。
- 71 の 3 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上の焼却施設 (第 5 条)
 - 71 の 4 イ
 - ① 汚泥 (PCB 処理物であるものを除く) 焼却施設であって、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上のもの (湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) (第 7 条第 3 項)
 - ② 廃油 (廃 PCB を除く) の焼却施設であって、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上のもの (海洋汚染防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除き、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) (第 7 条第 5 項)
 - ③ 廃プラスチック類 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く) の焼却施設であって、火格子面積が 2m² 以上のもの (湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) (第 7 条第 8 項)
2. 海水を冷却用水として使用する場合 (間接冷却水として使用し、水温以外に水質の変化をきたさない場合をいう。) であって、当該冷却用水を専用の排水口に排出するときは、当該冷却用水の量を排水量に算入しないで率の計算をする。ただし、事業場排水には算入する。
(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例第 2 条第 1 項第 4 号)
3. 旧条例での新設・既設の区分は、水域・施設・設置時期により異なります。詳細は別表 8 のとおりです。

別表 8 旧上乗せ条例 (昭和 46 年千葉県条例第 68 号) における新設・既設の事業場の区分

水 域	特定事業場	既 設	新 設
1. 印旛沼に流入する公共用水域	① 旧工場排水等の規制に関する法律施行令に掲げる施設に係る特定事業場	昭和 43 年 8 月 18 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
	② 旧千葉県公害防止条例施行規則別表第 1 の 3 汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場 (①に掲げる特定事業場を除く。)	昭和 45 年 9 月 28 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
	③ ①及び②以外の特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
2. 花見川、都川、村田川及びこれらに流入する公共用水域並びに海域	① 旧千葉県公害防止条例施行規則別表第 1 の 3 汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場	昭和 45 年 9 月 28 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
	② ①以外の特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの
3. 1 及び 2 に掲げる水域以外の公共用水域	全ての特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げる以外のもの

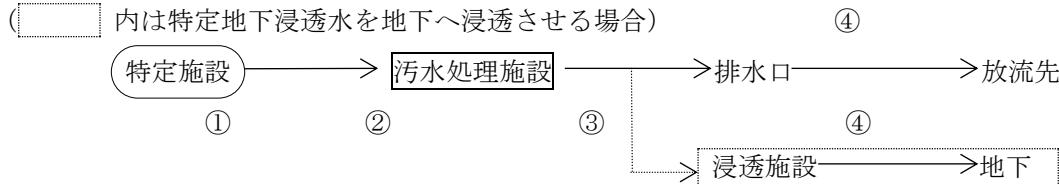
(注) 旧千葉県公害防止条例施行規則 : 昭和 45 年 9 月 14 日千葉県規則第 60 号

3. 届出書の記載要領

- (1) 届出書類については2部提出して下さい。法第5条及び第7条の届出については受理書とともに審査後に1部返却します。
- (2) 届出は特定施設を設置する工場・事業場ごとに行ない、同一工場・事業場で2つ以上の特定施設がある場合は1つの届出書で提出してください。
- (3) 届出書の届出者は法人にあっては必ず法人の代表者であることが必要です。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は法人の代表者から権限を委任されている者に限ります。その場合は届出書に委任状を添付してください。
- (4) 排水基準又は東京湾総量規制基準が適用される場合は、その基準値を満足する排水処理が必要となります。届出に当たっては汚水処理施設の設置について十分な検討をしてください。
- (5) 特定地下浸透水に有害物質が含まれている場合、地下へ浸透させることができませんので、届出にあたっては排水処理施設の設置について十分な検討をしてください。
- (6) 届出別紙について
- ア 別紙1~6：公共用水域に水を排出するおそれのある工場・事業場が使用します。
- イ 別紙7~11：特定地下浸透水を地下へ浸透させる工場・事業場が使用します。
- ウ 別紙12~15：有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設が使用します。
- エ 様式11：事故の届出の際に使用します。
- (7) 届出別紙の記載について
- ア 通常の排水量は1日当たりの平均的な排水量又は浸透水量を次により算定し、記入してください。
- ① 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排出水又は浸透水の量とします。なお、季節的に大幅に排水量又は浸透水量が変動する場合は、通常の操業時期を対象とします。
- $$Q = \frac{q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n}{n}$$
- Q : 1日当たりの平均的な排出水又は浸透水の量($m^3/\text{日}$)
qn : 実測流量 (m^3/sec)
tn : qnの測定を行った日の実質操業時間 (sec)
n : 測定回数
- ② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ使用水が水道のみによる場合は①にかかわらず、次式によることができます。
- $$Q = \frac{Q_t}{N} - Q_o$$
- Qt : 1ヶ月間の水道使用量
Qo : 製造過程等で明らかに消費される1日の水量
(実測もしくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る)
N : 1ヶ月の操業日数
- ③ ①、②の実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

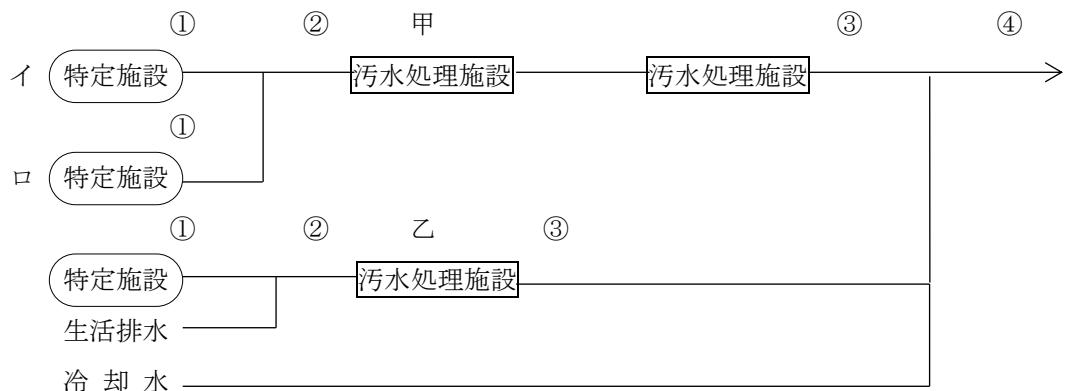
- イ 排出水の水質の「通常」の状態とは、1日の操業時間内において、3回以上測定した結果の平均値とします。ただし、この場合操業開始直後および操業終了前における測定結果を必ず含めてください。
なお、実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

ウ 届出別紙1~11には排水量又は浸透水量・水質を記入する項目は4種類あります。



- ① 特定施設から出る汚水等の水質・水量
- ② 汚水処理施設（処理前）の水質・水量
- ③ " (処理後) の水質・水量
- ④ 公共用水域へ放流される又は地下へ浸透される直前の水質・水量

やや複雑な排水処理系統をもつ工場・事業場については、欄を二段書、三段書としてください。



エ 法第7条の構造等変更届の場合は、変更前後の内容がよく判るように記載してください。

(8) 添付図書について

図面は、共用することができます。また、A4判サイズに統一し、これより大きいものは、同サイズに折りたたみ、左閉じにしてください。

ア 事業場平面図

特定施設、汚水等の処理施設、用・排水経路及び排水口又は浸透施設の位置を明記してください。

イ 特定施設を含む操業の系統図

ウ 汚水等の処理の系統図

エ 事業場の位置及び排出水が主たる公共用水域へ至るまでの経路を明記した地図

オ 用水及び排水の系統図

用途別用水使用量及び排水量を明記したもの。また、東京湾総量規制地域内の事業場にあっては、業種その他の区分ごとの系統を明記したもの。

カ 参考図書

- ① 特定施設の構造図
- ② 汚水等の処理施設の構造図・設計計算書 等

- ③ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する床面及び周囲、有害物質の通る配管等の構造図

<問い合わせ先>

千葉市環境局環境保全部環境規制課

電話 043-245-5194

FAX 043-245-5581